

## 第7号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

筑紫地区介護認定審査会及び筑紫地区障害支援区分等審査会の会長及び合議体の長並びに委員の報酬額を改定するとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中

「

10,500円
8,500円
10,500円
8,500円

」

を

「

12,500円
10,500円
12,500円
10,500円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。